法律

裁判所職員定員法の一部を改正する法律をここに公布する。

御名御璽

平成三十年四月十八日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　麻生　太郎

法律第十四号

裁判所職員定員法の一部を改正する法律

裁判所職員定員法（昭和二十六年法律第五十三号）の一部を次のように改正する。

第一条の表中「二、〇三五人」を「二、〇八五人」に、「九七七人」を「九五二人」に改める。

第二条中「二万千八百八十三人」を「二万千八百四十八人」に改める。

附　則

この法律は、平成三十年四月一日又はこの法律の公布の日のいずれか遅い日から施行する。

法務大臣　上川　陽子
内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　麻生　太郎

外国人観光旅客の旅行の容易化等の促進による国際観光の振興に関する法律の一部を改正する法律をここに公布する。

御名御璽

平成三十年四月十八日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　麻生　太郎

法律第十五号

外国人観光旅客の旅行の容易化等の促進による国際観光の振興に関する法律の一部を改正する法律

外国人観光旅客の旅行の容易化等の促進による国際観光の振興に関する法律（平成九年法律第九十一号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

外国人観光旅客の来訪の促進等による国際観光の振興に関する法律

目次を次のように改める。

目次

第一章　総則（第一条・第二条）
第二章　基本方針（第三条）
第三章　外国人観光旅客の来訪を促進するための措置
　第一節　協議会（第四条）
　第二節　外客来訪促進計画等（第五条・第六条）
　第三節　公共交通事業者等が講ずべき措置等（第七条―第十一条）
第四章　国際観光振興施策に必要な経費の財源（第十二条）
第五章　雑則（第十三条―第十八条）
附則

第一条を次のように改める。

（目的）

第一条　この法律は、外国人観光旅客の来訪を促進することが我が国経済社会の発展及び地域経済の活性化のために重要な課題であるとともに我が国に対する理解の増進に資するものであること並びに国際観光旅客の往来を促進することが国際交流の拡大に資するものであることに鑑み、観光先進国の実現に向けた観光基盤の拡充及び強化を図るため、外国人観光旅客の来訪を促進するための措置及び国際観光の振興に資する施策に必要な経費の財源に関する特別の措置を講ずることにより、国際観光の振興を図り、もって我が国の観光及びその関連産業の国際競争力の強化並びに地域経済の活性化その他の地域の活力の向上に寄与することを目的とする。

第二条中第一項及び第二項を削り、第三項を第一項とし、第四項を第二項とし、第五項を第三項とする。

第二章の章名中「及び外客来訪促進計画」を削る。

第三条の見出しを削り、同条第一項中「外国人観光旅客の旅行の容易化等を促進するための措置を講ずることによる」を削り、「に関する」を「を図るための」に改め、同条第二項各号を次のように改める。

一　国際観光の振興に関する基本的な事項
二　国際観光旅客の円滑かつ快適な旅行のための環境の整備に関する事項
三　我が国の多様な観光の魅力に関する情報の入手の容易化に関する事項
四　地域固有の文化、自然その他の特性を活用した観光資源の開発及び活用による当該地域における体験及び滞在の質の向上に関する事項
五　その他国際観光の振興のために必要な事項

第三条中第四項を第五項とし、第三項の次に次の一項を加える。

4　国土交通大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。

第三章及び第四章の章名並びに同章第一節及び第二節の節名を削る。

第六条を削り、第五条を第六条とし、同条の次に次の節名を付する。

第三節　公共交通事業者等が講ずべき措置等

第四条第一項中「都道府県は」を「協議会は」に、「都道府県内の外客来訪促進地域」を「協議会の構成員である都道府県内の地域」に改め、同項各号を次のように改める。

一　外客来訪促進計画の区域（以下「計画区域」という。）
二　計画区域における外国人観光旅客の円滑かつ快適な旅行のための環境の整備の方針
三　計画区域の多様な観光の魅力に関する情報の入手の容易化の方針
四　計画区域における地域固有の文化、自然その他の特性を活用した観光資源の開発及び活用による当該地域における体験及び滞在の質の向上の方針
五　その他計画区域への外国人観光旅客の来訪の促進に関する事項

第四条第二項中「都道府県」を「協議会」に改め、同条第三項第一号中「その外客来訪促進計画に係る外客来訪促進地域（以下この項において「計画地域」という。）」を「計画区域」に改め、同項第二号及び第三号を削り、同項第四号中「計画地域」を「計画区域」に改め、同号を同項第二号とし、同項第五号中「計画地域」を「計画区域」に改め、同号を同項第三号とし、同条第四項を削り、同条第五項中「都道府県」を「協議会」に、「公表するよう努めるものとする」を「公表しなければならない」に改め、同項を同条第四項とし、同条第六項中「都道府県」を「協議会」に、「前三項」を「前二項」に改め、同項を同条第五項とし、同条に次の一項を加える。

6　協議会は、定期的に、その定めた外客来訪促進計画について、調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、当該外客来訪促進計画を変更するものとする。

第四条を第五条とする。